

社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会

令和7年度 栄区みらいハグくむ助成金 てびき

この助成金は子どもの健やかな育ちを支援する取り組みとして、地域を基盤とした多様な関係機関との協働を推進するため、子どもの育ち及びその家庭を支える新たな事業を支援するための助成金です。

財源は福祉活動にご理解いただいた個人および団体からの寄付である栄区社会福祉協議会「善意銀行」の配分金です。ご寄付いただいた皆様のご厚意を活かせるよう、大切にご活用ください。

1. 助成対象団体

- ①原則として栄区内に活動拠点を置く団体。
 - ②地区社会福祉協議会との連携を必須とし、また申請前に栄区社会福祉協議会に相談のうえ、対象となる活動内容として本会が認めた団体。
 - ③特定非営利活動法人（一般・認定・指定）、または本会正会員および会長が許可する法人。
 - ④任意団体であること、および本会正会員であること。
- ※①②は必須とし、③または④に該当する団体を対象とします。
※上記の団体であっても反社会勢力及び反社会的勢力と密接な関りがある団体・法人は対象外とします。

2. 助成対象事業・活動

- (1) 令和7年度中に実施される子どもの育ち及びその家庭を支える次の①～⑤のいずれかの項目に該当する事業・活動に対して配分を行います。
 - ①居場所事業（放課後等の居場所、子育てサロン、学習支援等）
 - ②交流、イベント事業
 - ③個別支援の視点を取り入れた研修会、講座（虐待、ヤングケアラー、社会的孤立、ひきこもり等）※単年度で実施する講座単発での申請は不可とし、今後①②④⑤を実施する場合、もしくは検討する場合に限ります。
 - ④個別世帯を支援する活動（日常の見守り、生活支援活動等）
 - ⑤会長が認めた事業
- (2) 以下に掲げる事業は助成対象外とします。
 - ①営利を目的とする事業
 - ②特定の個人のみを対象とした事業
 - ③宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする事業
 - ④政治上の主義を推進することを目的とする事業
 - ⑤公的サービス事業と同一の事業
 - ⑥行政（区・国・県・市）からの補助事業・助成事業※横浜市市民活動推進基金「よこはま夢ファンド」助成事業、ヨコハマ市民まち普請事業、横浜市プレイパーク運営支援事業、横浜市子どもの居場所づくり活動支援補助金事業、横浜市親と子のつどいの広場事業補助金 等
- ⑦主に自助を目的とする事業。ただし会員外も活動の対象である等、地域に活動が開かれている事業である場合は助成の対象とします。

3. 募集内容

(1) 内容・限度額

- ① 1 団体 1 事業助成とします。
- ② 新規立ち上げに関わる経費（1 年目）年間上限 30 万円
- ③ 事業運営に関わる経費（2, 3 年目）年間上限 10 万円

(2) 対象期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、連続した 3 年間（年度）とします。
新規立ち上げ事業の申込み受付は、当該年度の 4 月～12 月までの設定した期間とします。

4. 経費について

【対象経費】

(1) 活動費

- 1) 活動に関わる交通費やボランティア費用弁償など

(2) 物品購入費

- 1) 活動に必要な物品の購入経費

(3) 活動場所の維持費

- 1) 活動場所の家賃、借り上げ料、施設利用料
- 2) 活動場所の光熱水費
- 3) 専有の活動場所の維持に関わる固定資産税

(4) 謝金

- 1) 団体内部研修会の講師謝金
- 2) 講演会などの謝金
- 3) イベントなどの出演者謝礼

(5) 通信運搬費

- 1) 郵券代
- 2) 電話代
- 3) インターネット使用料

(6) 保険料

- 1) ボランティア活動保険、行事保険等

(7) 印刷費

(8) 食材費

【対象外経費】

- (1) 申請事業以外への経費
- (2) 他団体への会費

5. 審査方法

さかえふれあい助成金配分審査会にて、配分対象団体及び配分額を審議決定します。

6. 申請から決定まで

(1) 申請書類

配分を希望する団体は、次の書類を提出していただきます。

助成金申請書（様式 1）収支予算書（様式 2）

(2) 提出先及び方法

栄区社会福祉協議会窓口へ直接持参もしくは、メール、郵送にて提出してください。

(3) 受付期間

令和7年12月26日(金) 締切

【受付】 平日9:30~16:30 土・日・祝日は受付できません。

7. 申請後のスケジュール

(1) 審査

さかえふれあい助成金配分審査会にて、審査を行います。

(2) 決定通知文の送付

配分の適否・金額を通知

【以下、配分が決定した場合】

(3) 請求書の提出

上記(2)で送付した請求書に必要事項を記入の上、栄区社会福祉協議会へご提出ください。

(4) 助成金の振り込み

申請後2か月後を目安に指定口座に振り込みます。

※振込先は団体名義の口座に限ります。

(5) 完了報告書の提出

事業終了後1か月以内に栄区社会福祉協議会へご提出ください。

事業報告書(様式4) 収支決算書(様式5)

報告書等様式は決定通知文と一緒に郵送します。

*提出の有無にかかわらず、領収書や帳簿は各団体で5年間は保管しておいてください。なお必要に応じて領収書等の写しをご提出いただく場合があります。

*事務局が事業実施状況の確認を求めた際には対応をお願いします。

8. 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還していただきます。

- ①助成条件をはじめ各要件を充たしていない場合
- ②虚偽の申込み、その他不正な手段により助成を受けた場合
- ③ 団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- ④その他助成決定後の事業について、許可なく変更等を行った場合

9. 個人情報の取り扱い

(1) 助成申込に関する内容については、当該事業のために使用し、許可なく目的外に使用することはありません。

(2) 助成申込団体に関する個人情報は、ご本人の同意を得ることなく、第三者に開示・提供することはありません。

- (3) ご提出いただいた書類は栄区内のボランティア活動状況の把握のため栄区社会福祉協議会と栄区ボランティアセンターで共有させていただきます。
- (4) 事務局から各団体への連絡（助成決定の適否・その他連絡）は、原則として、申込書に記載してある連絡担当者（代表者と同一の場合も含む）へ行います。助成決定以降、担当者等が変更される場合には、必ず事務局までご連絡ください。

10. 情報公開について

ご提出いただいた書類の団体の概要につきましては、社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会の保有する情報公開に関する規程にもとづき、情報の公開をします。

（公開対象の項目）団体名、団体概要、事業内容、団体代表者氏名

11. 助成財源

本会助成金は福祉活動にご理解いただいた個人および団体からの寄付である栄区社会福祉協議会「善意銀行」です。

事業のチラシや報告書等に、『この事業（または活動）は、栄区社会福祉協議会が実施している善意銀行を財源にして行われています』等記すようにしてください。

12. 留意事項

- (1) 本助成金は地域福祉保健計画の推進団体として新たな事業を展開する場合、申請は可能ですが、栄区さかえ・つながるプラン補助金との重複は不可とします。
また、さかえ・つながるプラン補助金の申請が可能な場合、そちらを優先していただきます。
- (2) 本助成金の申請にあたっては、自主財源に関する制約はありませんが、可能な限り自主財源の確保に努めてください。
- (3) 申請にあたっては、事前に、栄区社会福祉協議会にご相談ください。